

## 温泉を利用する旅館業に係る排水基準の設定経緯及びこれまでの ほう素・ふっ素に係る暫定排水基準の見直しに関する主な課題等について

### 1. 温泉を利用する旅館業に係る排水基準の設定経緯等

#### (1) 昭和 49 年 旅館業の特定施設への追加

昭和 49 年 9 月の中央公害対策審議会の答申を受け、「水質汚濁防止法施行令および廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」（昭和 49 年政令第 363 号。以下「改正令」という。）が昭和 49 年 11 月 12 日に公布、12 月 1 日に施行されたことにより、旅館業の用に供するちゅう房施設、洗たく施設及び入浴施設が特定施設に追加され、排水規制の適用を受けることとなった。

当時、排水基準が設定されていたのは有害物質 8 項目（カドミウム、シアン、有機リン化合物、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀。現在は 28 項目。）、生活環境項目 14 項目（BOD、pH、ふっ素等。現在は 15 項目。）であった。

ただし、改正令の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、温泉の特殊性にかんがみ、砒素及びその化合物、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及び弗素含有量についての排水基準は、当分の間、適用しないこととなった。

#### (2) 平成 11 年 環境基準（人健康項目）へのほう素・ふっ素の追加

ほう素及びふっ素については、WHO 飲料水水質ガイドラインや水道水質基準等を参考に検討がなされ、平成 11 年 2 月に水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準項目へ追加された。その後、平成 12 年 12 月に「水質汚濁防止法に基づく排水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について」中央環境審議会から答申がなされた。

#### (3) 平成 13 年 ほう素・ふっ素に係る一般排水基準・暫定排水基準の設定

平成 12 年の中央環境審議会からの答申を受け、「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」（平成 13 年政令第 201 号）、「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」（平成 13 年環境省令第 21 号。以下「改正省令」という。）を平成 13 年 6 月 13 日に公布、7 月 1 日に施行し、ほう素、ふっ素を有害物質に追加するとともに、排水基準を設定することとなった。

この平成 13 年の改正省令の施行の際、一律排水基準に対応することが困難

と認められる業種に係る特定事業場に対しては、経過措置として、3年間（平成16年6月30日まで）に限って適用する暫定排水基準が設定された（40業種）。

暫定排水基準の適用については、平成12年12月の中央環境審議会の答申において、排水濃度実態や適用可能な排水処理技術等についての評価を的確に行うとともに、関係法令に基づく対策の処置状況等を考慮しつつ、現時点において現実的に対応が可能な排水濃度レベルとして業種毎に定め、将来的な技術開発の動向等を踏まえ、必要に応じその見直しを行うこと等として、これらの物質を排出する業種ごとに定めることが適当であるとされた。

また、温泉を利用する旅館業に係る排水については、高濃度のほう素、ふっ素含有水を飲用する等大量に摂取した場合、健康に影響が出ることが知られており、自然由来かどうかにかかわらず排水規制の対象とした。

#### （4）平成13年以降の動向

その後、3年ごとの見直し（平成16年、平成19年、平成22年、平成25年、平成28年）により、現在、ほう素については7業種、ふっ素については3業種について暫定排水基準が設定されている。

また、ふっ素については、平成25年の見直しにおいて、日平均排水量50m<sup>3</sup>未満の旅館業、又は、昭和49年12月1日に現に湧出していた温泉を利用する旅館業については、排水実態を踏まえ、利用する源泉が自然湧出以外のものに限り、基準値を50mg/Lから30mg/Lに強化している。

## 2. ほう素・ふっ素に係る暫定排水基準の見直しに関する主な課題等

これまで、温泉排水のほう素及びふっ素の低減のため、環境省において新たな温泉排水処理技術の開発等を進めてきているが、温泉旅館への排水処理技術の導入に当たっては、技術面、コスト面、設置スペース等の課題を有している状況である（資料3-3）。

また、温泉を利用する旅館業におけるほう素・ふっ素の排水実態について、その全体像の把握が十分でない状況であった。

そのため今回、全国の自治体あてに、温泉を利用する旅館業における排水実態の把握を依頼し、実態把握を行った（資料3-2）。